

京都市自立支援医療（更生医療）診療報酬明細書点検業務委託に関する仕様書

1 概要

(1) 業務概要

受託者（以下「乙」という。）は、京都市（保健福祉局障害保健福祉推進室（以下「甲」という。））の自立支援医療（更生医療）の適正な執行及び診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の点検事務の効率化を図るため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から甲に送付される所得区分「生活保護」のレセプトについて、内容点検を行う。

(2) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) 処理件数見込み

11,000件（令和8年2月診療分（3月審査分）～令和9年1月診療分（2月審査分））

(4) 処理回数

単月点検：12回（毎月実施）

縦覧点検：3回（7月、11月、3月実施（各回4か月分））

横覧点検：12回（毎月実施）

(5) 契約の形態

単価契約とし、業務実績に基づき委託金額の支払を行うものとする。

なお、必要物品の経費、レセプトデータの送付に要する経費、その他一切の経費は積算した額に含まれるものとする。

2 業務の方法

甲が貸与するレセプトデータについて、以下の要領で内容点検を行う。

(1) 業務スケジュール

業務スケジュールは下表のとおりとし、乙の都合により変更する場合は、事前に甲と協議すること。

甲から乙への レセプトデータの発送日	乙から甲への レセプトデータの返却及び処理期限
各月12日（※1）	各月末日（※2）

※1 各月12日が閉庁日の場合、翌開庁日

※2 各月末日が閉庁日の場合、前開庁日

(2) 点検用レセプトデータの貸与及び返却

点検用レセプトデータは、指定の日に甲から乙へ送付する。乙は受け取り次第、点検可能となるよう取込作業を行った後、返却期限までに甲へ返却すること。

(3) 貸与するレセプトデータの仕様

ア 媒体及びデータ

電子媒体はDVD-RW又はDVD-RAMとし、レセプトデータは支払基金によるレセプト電子データ提供事業により提供される「レセプトデータ提供要領(令和6年9月版)」及び同「別冊(令和6年9月版)」に基づく仕様とする。なお、レセプトデータ提供要領及び同別冊が改訂された場合、それ以降は改訂後の仕様とする。

※ 参照 URL (支払基金によるレセプト電子データ提供事業)

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/jigyonaiyo_03/index.html

イ 自立支援医療費の種類については、次の法別番号で区別される。

更生医療 15 (14区役所・支所ごとに公費負担者番号がある)

(4) 対象となるレセプト

支払基金から請求される自立支援医療費(更生医療)に係る医科・歯科、調剤、訪問看護のレセプトのうち、自立支援医療費(更生医療)公費単独(法別番号15)又は自立支援医療費(更生医療)と生活保護法に基づく医療扶助(法別番号12)との併用分とし、社会保険との併用分については点検の対象外とする。

電子媒体レセプト内のデータには社会保険との併用分も含まれているため、点検作業をする際には点検対象レセプトのみを抽出する必要がある。

点検作業にCSVデータ又は画像データのいずれを使用する場合においても、点検対象となるレセプトの抽出方法は乙の任意とする。

なお、点検対象外である社会保険併用分レセプトには、レセプトの保険者番号欄に保険番号の記載があり、また、レセプト画像データ右上部に「写」の表示がある。

(5) 点検方法

点検業務は、診療報酬点数表(医科、歯科、調剤)、薬価基準、関係規則、通達等)に照らし合わせて、次の方法により点検を行うこと。

ア 単月点検

診療月における診療報酬点数表に従い、次の基準に合致しているかを点検する。

項目	基準
基本診療	<ul style="list-style-type: none">初診料、再診料の点数、回数、時期が妥当であるか。各種入院料の算定が妥当であるか。診療日数と初診、再診の回数が妥当であるか。再診料算定時に算定できない加算が算定されていないか。外来診察料に含まれる検査及び処置について算定されていないか。

項目	基準
指導管理	<ul style="list-style-type: none"> 各種指導料、管理料の点数、回数、時期が妥当であるか。 同一病院の複数の診療科で同時に算定されていないか。 入院時に算定できない項目が算定されていないか。
検査	<ul style="list-style-type: none"> 検査の点数、回数が妥当であるか。 手術料に含まれている項目が含まれていないか。 検査時に不必要的薬剤が算定されていないか。 同時に算定できない検査が算定されていないか。
画像診断	<ul style="list-style-type: none"> 診断の点数、回数が妥当であるか。 一連の診断とみなされるものが個別に算定されていないか。
投薬	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名に対する投薬内容（薬効、日数等）が妥当であるか。 入院の場合に、外泊日数及び入院日数を超える調剤量が算定されていないか。 入院と外来で同月に算定できない基本料等が算定されていないか。
注射	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名に対する注射内容（薬効等）が妥当であるか。
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名に対するリハビリテーション内容（リハビリテーション料、計画評価料等）が妥当であるか。
処置	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名に対する処置部位、範囲が妥当であるか。 処置回数、期間が妥当であるか。 手術料に含まれている項目が含まれていないか。 処置時に不必要的薬剤や、処置料に含まれている薬剤が算定されていないか。
手術	<ul style="list-style-type: none"> 手術に伴う輸血料、薬剤料等が単独で算定されていないか。 複数回にわたる輸血の算定に誤りはないか。
歯科レセプト	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名に対する診療内容（点数等）が妥当であるか。
調剤レセプト	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名に対する調剤内容（薬効等）が妥当であるか。 調剤日は処方日から4日以内であるか。

イ 縦覧点検

点検対象とする全てのレセプトについて、同一受給者のレセプトを縦覧することにより、算定回数や期間を超えた請求がなされていないか、処置や検査の回数が妥当であるか、重複請求がなされていないか等を点検する。

ウ 横覧点検

点検対象とする全てのレセプトについて、同一受給者の医科、調剤、訪問看護のレセプトを同一診療月で窓合することにより、各レセプトの内容の関連性が適切であるかを点検する。

(6) 点検結果の報告

乙は、請求内容に疑義のあるものについて、点検月ごとに再審査の内容（公費負担者番号、診療等年月、本人区分、医療機関コード、医療機関名、入院外来区分、氏名、受給者証番号、決定点数、再審査申出理由等）をとりまとめた集計表、電子媒体による再審査等請求に必要なCD-R等を作成して納品すること。

なお、CD-Rは受託者が用意すること。詳細については、委託者と受託者で事前に協議すること。

また、毎月業務終了後、単月、縦覧（7月、11月、3月のみ）及び横覧点検の件数を業務報告書として甲に提出すること。

(7) 秘密の保持等

乙は、「個人情報の保護に関する法律」、「京都市個人情報保護条例」、「京都市電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」（別添1。以下「入力等共通仕様書」という。）及び「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」（別添2。以下「個人情報取扱共通仕様書」という。）を遵守しなければならない。また、本業務の履行に先立って、これらの関係諸法令を遵守する旨の誓約書及び「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」（別添3）を、乙に提出すること。

なお、契約後の個人情報の管理状況について、甲は、契約期間中に最低1回、個人情報取扱共通仕様書第11条の規定に基づく立ち入り調査を行うこととし、乙はこれを受け入れなければならない。

(8) データ等の保管と廃棄

乙は、甲からの事後確認等への対応のため、委託業務が完了したとき又は契約が解除されたときから1年間、点検結果に係るデータ等を適切な管理のもと保管すること。また、保管期間を経過したときは、ただちに入力等共通仕様書及び個人情報取扱共通仕様書の定めところによりデータ等の廃棄等を行うこと。

(9) その他

ア 乙は、作業の進捗により業務スケジュールの変更を要する場合は、事前に甲と協議を行うこと。

イ 点検精度の確保、向上のための協議は適宜行うこととする。

ウ 電子媒体については、全て最新のウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物がウイルスに感染していることにより、甲が損害を受けた場合は、全て乙の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

エ 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙で協議を行うものとする。